

平素から、生活衛生行政の推進につきまして、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

7月3日付けで、クリーニング所における衛生管理要領の一部を改正し、都道府県等への周知を行っているところですが、改めて貴団体へ情報共有させていただきたく、ご連絡をさせていただきました。

主な改正点は以下のとおりとさせていただきますが、改正点などでご不明なところがありましたらご説明させていただきますので、厚生労働省生活衛生課までご連絡をいただければと思います。

引き続き、ご指導のほど、よろしくお願い申し上げます。

(改正点概要)

1. クリーニング師の役割を明確化
2. デジタル原則で対応が必要なクリーニング師業務のオンラインでの兼任が可能な業務について記載

令和5年8月17日

厚生労働省 医薬・生活衛生局生活衛生課

連絡先

医薬・生活衛生局 生活衛生課

TEL：03-3595-2301（直通）